

平成25年度
東久留米市人事行政の運営等の状況の公表

平成26年12月
東久留米市企画経営室職員課

東久留米市人事行政の運営等の状況の公表

東久留米市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、本市の平成25年度の人事行政の運営等の状況をお知らせいたします。この条例は、公務員の人事行政の根本基準を定めた地方公務員法第58条の2の規定に基づき制定したものです。

目 次

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1 頁
2	職員の競争試験の状況	2 頁
3	職員の給与の状況	3 頁
4	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	8 頁
5	職員の分限及び懲戒処分の状況	9 頁
6	職員のサービスの状況	9 頁
7	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	10 頁
8	職員の福祉及び利益の保護の状況	10 頁
9	勤務条件に関する措置の要求の状況	10 頁
10	不利益処分に関する不服申立ての状況	10 頁
11	苦情処理の状況	10 頁

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用、退職等(平成25年度)

	平成25年4月1日現在	平成25年4月2日～平成26年4月1日		平成26年4月1日現在
		採用等	退職等	
職員数	609 人	26 人	36 人	599 人

(注)1 職員数は、一般職(教育長を含む)に属する職員数です。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

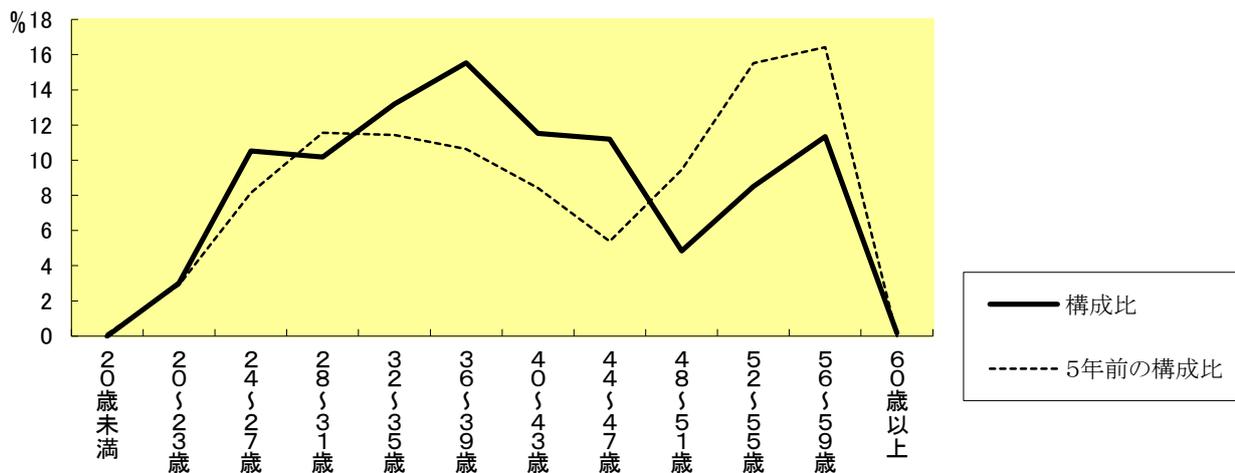
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	7 人	7 人	0 人	業務増による増 みなみ保育園の閉園に伴う減など 欠員不補充による減 欠員補充による増
		総 務	107 人	110 人	3 人	
		税 務	50 人	50 人	0 人	
		民 生	214 人	209 人	△ 5 人	
		衛 生	47 人	45 人	△ 2 人	
		労 働	0 人	0 人	0 人	
		農 水	4 人	4 人	0 人	
		商 工	3 人	3 人	0 人	
		土 木	54 人	55 人	1 人	
	小 計	486 人	483 人	△ 3 人	(参考:人口10,000人当たり職員数 41.49 人)	
	教 育	77 人	70 人	△ 7 人	スポーツ祭東京2013の終了に伴う減など	
	消 防	0 人	0 人	0 人		
	小 計	563 人	553 人	△ 10 人	(参考:人口10,000人当たり職員数 47.50 人)	
会計部門 公営企業等	下水道	6 人	6 人	0 人		
	その他	40 人	40 人	0 人		
	小 計	46 人	46 人	0 人		
合 計		609 人 [867]	599 人 [867]	△ 10 人 [0]	(参考:人口10,000人当たり職員数 51.46 人)	

(注) 1 職員数は、一般職(教育長を含む)に属する職員数です。

(注) 2 []内は、条例定数の合計とその増減人員数です。

(3) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



年齢	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	18人	63人	61人	79人	93人	69人	67人	29人	51人	68人	1人	599人

(注) 職員数は一般職(教育長を含む)に属する職員数です。

(4) 東久留米市第4期定員管理計画の数値目標及び進捗状況

(各年4月1日現在)

区分	進捗状況						平成26年現在		
	平成22年(A)	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年(B)	平成27年	純減数(A-B)	純減率(A-B/A)	
職員数	数値目標	-	625人	615人	610人	600人	597人	34人	5.4%
	実績	634人	623人	611人	607人	597人	-	37人	5.8%
	計画との差異	-	-2人	-4人	-3人	-3人	-	3人	0.4%

(注) 職員数は一般職に属する職員のうち、教育長および被災地派遣者を除いた職員数です。

2 職員の競争試験の状況(平成25年度)

職種	受験申込者数	一次試験受験者数	一次試験合格者数	最終合格者数	競争率(倍)
一般事務	437人	369人	54人	15人	24.6
土木技術	5人	5人	2人	0人	-
児童指導	15人	13人	6人	2人	6.5
保健師	9人	9人	6人	4人	2.3

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成25年度末)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 24年度の人件費率
平成25年度	116,410 人	37,289,403 千円	5,477,775 千円	14.7 %	15.1 %

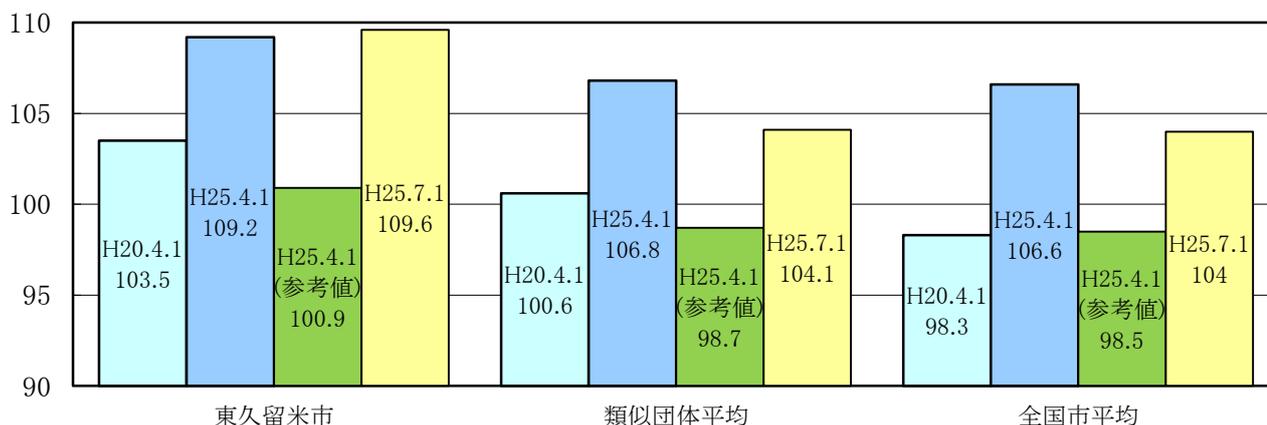
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数(A)	給与費				一人当たりの給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成25年度	621 人	2,115,427 千円	576,820 千円	780,314 千円	3,472,561 千円	5,592 千円

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

(注) 2 職員数は、平成25年4月1日現在の一般職（教育長と再任用短時間勤務職員を含む）に属する職員数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(注) 2 「参考値」とは、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	一般行政職			
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東久留米市	41 歳	317,308 円	412,258 円	373,421 円
国	43.5 歳	335,000 円	-	408,472 円

区 分	技能労務職			
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東久留米市	43.5 歳	309,869 円	367,152 円	353,181 円
うち清掃作業員	44.3 歳	318,582 円	391,862 円	367,167 円
うち学校給食員	41.6 歳	302,668 円	345,495 円	345,495 円
うち用務員	*	*	*	*
国	50.1 歳	287,992 円	-	326,611 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

(注) 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、及び時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものです。ただし期末勤勉手当(ボーナス)は含みません。時間外勤務手当については、国政・都政・市政選挙および国民体育大会の時間外勤務分を含みます。

(注) 3 「平均給与月額(国ベース)」とは、国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(注) 4 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は「アスタリスク(*)」としています。その他、数値のない欄については、「ハイフン(-)」としています。

(5) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		初任給	
		東久留米市	国
一般行政職	大学卒程度	181,200 円	総合職 181,200 円
	高校卒程度	142,700 円	140,100 円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	学 歴	経験年数9年～11年	経験年数19年～21年	経験年数24年～26年	経験年数29年～31年
一般行政職	大学卒	270,963 円	361,600 円	377,395 円	407,869 円
	高校卒	*	*	*	375,840 円
技能労務職	高校卒	-	304,675 円	326,000 円	*
	中学卒	-	-	*	-

(注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は「アスタリスク(*)」としています。その他、数値のない欄については、「ハイフン(-)」としています。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	参事の職務で部長及びこれに相当する職務	10人	2.9%
5 級	副参事の職務で課長及びこれに相当する職務	35人	10.0%
4 級	主事の職務で課長補佐及びこれに相当する職務	18人	5.1%
3 級	主事の職務で係長及びこれに相当する職務	60人	17.2%
2 級	主事の職務で主任及びこれに相当する職務	91人	26.0%
	主事の職務で高度の知識、技術、技能又は経験を必要とする業務を行う職務	4人	1.1%
1 級	主事の職務で定型的な業務を行う職務	132人	37.7%

- (注) 1 東久留米市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 (注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(8) 職員手当の状況

期末手当・勤勉手当(平成25年度)

区分	東久留米市		国	
1人当たりの平均支給額	1,304千円		—	
支給割合	期末手当 2.95月 (1.50月)	勤勉手当 1.00月 (0.60月)	期末手当 2.60月 (1.45月)	勤勉手当 1.35月 (0.65月)
合計	3.95月 (2.10月)		3.95月 (2.10月)	
職務段階別加算	有り		有り	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
 (注) 2 1人当たりの平均支給額は、特別職及び教育長を除いた額です。

退職手当(平成26年4月1日現在)

区分	東久留米市		国		
	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨	
支給率	最高限度	49.73月分	49.73月分	52.44月分	52.44月分
	勤続20年	23.75月分	26.83月分	21.62月分	27.025月分
	勤続25年	31.83月分	35.50月分	30.82月分	36.57月分
	勤続35年	46.58月分	49.73月分	43.7月分	52.44月分
1人当たりの平均支給額	3,059千円	21,894千円	—	—	
定年前早期退職特例措置	定年前1年につき2%を割増 (最大20%)		定年前1年につき3%を 上限とした割増(最大45%)		

- (注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額となっています。
 (注) 2 1人当たりの平均支給額は、特別職及び教育長を除いた額です。

地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)		244,434 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		369,235 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	10 %	662 人	6 %

特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

区 分		全 職 種	
支給実績(平成25年度決算)		136 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		9,714 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		2.1 %	
手当の種類(手当数)		1 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
不快手当	清掃職員等	小動物の死体処理	1体 500 円

時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	237,027 千円
職員1人当たり支給年額(平成25年度決算)	411 千円
支給実績(平成24年度決算)	199,236 千円
職員1人当たり支給年額(平成24年度決算)	339 千円

(注) 時間外勤務手当については、国政・都政・市政選挙および国民体育大会の時間外勤務分を含みます。

その他の手当（平成26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,500 円 子ども・その他の親族（2人まで） 6,000 円 子ども・その他の親族（3人以上の場合、2人分を除く） 6,000 円 16歳～22歳の子どもがいる場合の加算 4,000 円	異なる	支給対象者、支給単価	39,785 千円	190,357 円
住居手当	当該年度末35歳未満の借家・借間に住居する世帯主等 15,000 円	異なる	支給対象者、支給対象区分、支給単価	12,115 千円	161,527 円
通勤手当	・交通機関を利用する職員に対しては6ヶ月通勤定期代を一括支給 ・バス利用の者に対しては必要金額をICカード等の使用金額に換算し支給 ・交通用具（自動車、自転車等）使用者に対しては、用具の種類、距離によって細分化された一律の金額を毎月支給	異なる	交通用具使用者の使用距離、及び支給額	40,157 千円	78,585 円
管理職手当	部長職 100,200 円 課長職 65,835 円	異なる	支給対象者、支給額	39,368 千円	874,843 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 勤務1時間当たりの単価×135%	異なる	勤務1時間当たりの単価算出方法	6,825 千円	54,170 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 勤務1時間当たりの単価×25%	異なる	勤務1時間当たりの単価算出方法	1,202 千円	300,424 円

特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市長	960,000円		
	副市長	840,000円		
報酬	議長	550,000円(522,500円)		
	副議長	510,000円(484,500円)		
	議員	480,000円(456,000円)		
期末手当	市長	(平成25年度支給割合)		
	副市長	3.95月分		
	議長	(平成25年度支給割合)		
	副議長	4.5月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額 支給率		
	市長	96万円×在職年数×400/100	1,536万円	任期終了時
副市長	84万円×在職年数×300/100	1,008万円	任期終了時	
	備考	「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。		

(注) 議長、副議長及び議員の報酬月額について

()内は、「東久留米市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例」に基づく、平成23年7月1日から平成27年4月30日までの月額です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)一般職員の勤務時間の状況及び年次有給休暇の取得状況(平成26年4月1日現在)

	1週間の 正規の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休息時間
職員の勤務時間	38時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時	無し

	内 容	平均取得日数(平成25年度)
年次有給休暇	1年に20日を限度として付与 1年で消化できない場合には翌年度に限り繰り越せます	12.9日

(2)育児休業の取得状況(平成25年度)

育児休業を取得した職員数と取得期間

(単位:人)

取得者数	育児休業取得期間						合計
	6ヶ月以下	6ヶ月超え 1年以下	1年超え 1年6ヶ月以下	1年6ヶ月超え 2年以下	2年超え 2年6ヶ月以下	2年6ヶ月超え	
	2	9	3	1	0	2	17

(3)介護休暇の取得状況(平成25年度)

介護休暇を取得した職員数と取得期間

(単位:人)

取得者数	介護休暇取得期間						合計
	1ヶ月以下	1ヶ月超え 2ヶ月以下	2ヶ月超え 3ヶ月以下	3ヶ月超え 4ヶ月以下	4ヶ月超え 5ヶ月以下	5ヶ月超え	
1	1	1	1	0	0	0	3

5 職員の分限及び懲戒処分状況

区分	内 容	平成25年度の状況
分限	分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障のため業務の遂行に支障がある場合や長期の休養を要する場合など、公務能率を維持するために問題が生じた際、任命権者の権限で降任、免職、休職、降給させることができるものです。	休職 29件 いずれも心身の故障による
懲戒	懲戒処分とは、法律又は条例、規則に違反した場合、職務上の職務に違反し又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、免職、停職、減給、戒告となるものです。	減給 1件 戒告 1件

6 職員の服務の状況

(1)服務に関する基本原則

地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げて職務に専念しなければならない服務上の義務があります。(地方公務員法第30条)
服務上の義務については他に、次のような規定が定められています。

- ① 法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- ② 信用失墜行為の禁止
- ③ 秘密を守る義務
- ④ 職務に専念する義務
- ⑤ 政治的行為の制限
- ⑥ 争議行為等の禁止
- ⑦ 営利企業等の従事制限

(2)職員の服務規律の確保

平成25年度においては、次に掲げる通知などにより、職員の服務規律の確保に努めました。

日付	内 容
平成25年6月12日	職員の服務規律の確保について
平成25年12月6日	職員の服務規律の確保について
平成25年12月25日	年末年始における綱紀の保持について
平成26年2月4日	職員の服務規律の確保について

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況(平成25年度)

(1) 職員の研修の状況

区 分	内 容	件数	延べ人数
独自研修	年度ごとに作成する研修計画により開催する市役所独自の研修 (新任職員研修、接遇研修など)	12件	360人
研修所研修	職員研修所において開催される研修 (新任研修、現任研修など)	82件	263人
専門派遣研修	専門的知識や能力の向上を図るため、各課からの要望に基づき、他団体 へ研修生を派遣する研修 (国や東京都、その他の団体等が開催する専門研修)	52件	160人

(2) 勤務成績の評定の状況

部長職以下の職員を対象に年1回実施しています。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

区 分	実 施 主 体	内 容
共 済 制 度	東京都市町村職員共済組合	短期給付、長期給付等に関する事業を行っています。民間事業者に例えると、社会保険、厚生年金等に該当します。また、再任用短時間勤務職員は、共済制度ではなく社会保険、厚生年金等に加入しています。
公務災害補償	地方公務員災害補償基金	公務員が公務上受けた労働災害を、公務災害といい、地方公務員災害補償法に基づく補償を受けます。(平成25年度認定件数6件)

9 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成25年度は該当ありません。

10 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成25年度 0件

11 苦情処理の状況

平成25年度 0件